

日本政府に情報提供を求めた項目	日本政府の回答
1 申し立てについて、日本政府としての追加情報や意見	日本政府は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、2010年にPFOS、2021年にPFOAの製造および輸入を原則禁止した。日本政府は、沖縄を含む日本各地でPFOS/PFOAに関する懸念があることを認識しており、これを真摯に受け止め、科学的知見に基づいて着実に対応を進めている。
2 PFASの影響を受けたコミュニティに対し、環境・健康・経済・社会・文化的影響を緩和するために日本政府が講じた措置	-
3 特に、安全な飲料水・衛生、食料、そして到達可能な最高水準の身体的および精神的健康の享受といった「適切な生活水準への権利」の尊重に向け、日本政府が取った措置	-
4 沖縄におけるPFAS汚染の発生源の特定および人間の健康や環境への影響評価を目的として実施された調査・研究に関する情報	これらの化学物質は過去数十年にわたって様々な用途に使用され、製造・使用・保管された場所から多様な形で環境中に排出され残留している。そのため、 排出源の特定は困難であり、原因にかかわらず、まずは摂取を 방지健康リスクを低減することが最優先である。 2020年に策定した、暫定目標値を超えた場合に地方自治体が取るべき行動をまとめた「PFOS及びPFOAへの対応の手引き」に基づき、 地方自治体に対して摂取防止策、継続的な監視調査、必要に応じた周辺地域の追加調査（排出源の特定も含む）を行うよう助言している。
5 PFAS浄水のための活性炭フィルターの設置および維持費用を補助するために、日本政府が検討または講じた措置	-
6 騒音対策の現状およびその遵守状況のモニタリングに関する情報	嘉手納飛行場や普天間飛行場などにおける「航空機騒音規制措置」は、日米間の綿密な協議を経て策定されたものである。これらの規制は、飛行場周辺に居住する地域住民への影響を最小限に抑える必要性と、日米安全保障条約の目的を達成するために必要な日米軍の運用確保とのバランスを取ることを目的とし、 日本政府は今後も、米国側に対して安全面への最大限の配慮を求め、「航空機騒音規制措置」の遵守と地域住民への影響の最小化を要請しつつ、環境問題に関して引き続き協力して取り組んでいく。
7 沖縄県および一般市民に対して、環境汚染に関する情報提供のために講じられた措置をご説明ください。	国民への丁寧な情報提供の観点から、環境省に設置された「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」の監修のもと、 2023年に「PFOS及びPFOAに関するQ&A」をとりまとめて公表した。 また、最新の知見と必要な情報を盛り込んだリーフレットやハンドブック等も作成・配布している。今後も、国民の声を丁寧に聞きながら、対応を継続していく。
8 PFASに関する暫定的かつ拘束力のない指針において、他の基準（米国基準を含む）に比べて高い許容水準が設定されている理由について	暫定目標値は、 当時の科学的知見に基づいて設定されており、体重50kgの人が生涯にわたって1日2リットルの水を飲んでも健康に悪影響がないことを前提としている。 また、内閣府の食品安全委員会に設置された「PFASワーキンググループ」は、米国などでの基準策定に使用された文献分析を含め、健康リスクを伴わない摂取量を特定するためのリスク評価について専門的な検討を実施した。これを踏まえ、2024年6月に、PFOSおよびPFOAに対して、それぞれ体重1kgあたり1日20ngの耐容一日摂取量（TDI）が設定された。暫定目標値（50ng/L）は2026年4月1日より「水質基準」に引き上げられる方針である。
9 土壌に対するPFAS規制の導入および実施に向けて想定されている措置	日本では統一的な測定方法が存在しなかったため、環境省は暫定的な測定方法を地方自治体に通知し、その適用上の課題に関する情報提供を求めた。さらに 2025年度以降、国の予算（環境研究総合推進費）を活用して、土壌を含む環境中におけるPFOS/PFOAの挙動に関する科学的知見の蓄積を進める予定である。 これらの取組を通じて、土壌中のPFOS/PFOAに関する調査手法等の知見を深めていく。
10 住民の血中PFAS濃度が高まっているとの検査結果を受けて、日本政府が講じた措置	現時点では、 血中PFOS/PFOA濃度と健康への影響との関係は明確にはなっておらず、血液検査の結果のみで健康影響を判断することは困難とされる。 環境省は、 血中PFAS濃度と健康影響の相関を明らかにすることが重要だと考えており、国内外の知見収集や科学的に評価可能な疫学調査・研究を推進している。 2024年度から、がん・代謝疾患・死亡率との相関を明らかにするための研究支援（環境研究総合推進費による）を実施しているほか、「子どもの健康と環境に関する全国調査（JECS）」やバイオモニタリング調査においてPFASなどの化学物質の分析を進め、研究データの収集を進めている。
11 1960年の日米地位協定および2015年の「日米地位協定の環境補足協定」における、米軍基地および周辺施設の環境汚染の除去および修復に関する具体的義務についての日本政府の解釈	日米地位協定第4条では、在日米軍施設・区域が日本に返還される際、 米国側に対して当該施設・区域を元の状態に戻す義務や、それに代わる補償を行う義務はないと規定されている。 返還後の原状回復は、必要に応じて日本側が実施することとなっている。この規定は、米国側が原状回復義務を負わない一方で、日本側も米軍が残す建物・構造物に対する補償義務を負わないという、日米双方の義務のバランスを確保するためのものであり、日本が一方向的に義務を負っているわけではない。